

違法なタダ働きをなくせ 局によっては半数以上がタダ働き

集配職場は違法なタダ働き労働が激増しています。ある局所のAさんは「勤務時間はあっても、休憩時間をとっていないから無労状態になっている。付与されている60分の休憩時間をとらない人、5分程度休んで仕事をしている人もいる」と言っています。このようなタダ働き状態を変えていく必要があります。

都内B局の例 「個人任せ」の

勤務時間管理

B局では日勤で休憩時間に入る12時30分以降に帰局する人が半数以上になつていきます。しかも、13時以降に帰局する人が3割、午後の始業時の13時30分後から13時30分までは賃金が支払われていないことから、当局も休憩時間は

24春闘アンケートやっています。皆さんのご協力を。

とるように周知していません。しかし、実態は勤務時間管理をしておらず「個人任せ」になっています。

何でこんな状況になつているのか

タダ働きが増えている背景に欠員後の補充がされて

いないこと、速達郵便を配達する担当者を配置しなくなった(2013年10月)ことにより、通配担当者は午前配達指定の速達郵便、書留、赤レターパックを配

達しなければならなくなつたことにあります。要するに必要な人員を配置していないからです。

この異常なタダ働きを放置するのではなく勤務時間管理を徹底し、勤務時間が守られる職場にしていくべきです。

また、私たち自身も違法なタダ働きはしない、させない職場づくりが求められています。そして、これ以上の労働環境の悪化をさせない職場にしていきたいと思います。

郵政20条裁判の日程

11月6日(月) 郵政20条寒冷地手当訴訟 東京地裁510号13時30分
1月15日(月) 郵政20条追加訴訟 東京地裁631号13時30分

